XI 地区防災計画を作成している自主防災組織

1 えびの市が指定している自主防災組織

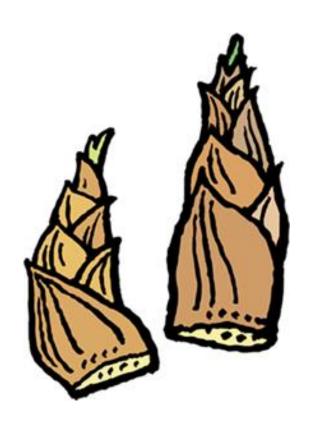
(地区防災計画・規約)

区分	番号	計画名	組織団体	設立年月日
	1	上大河平自治会自主防災組織地区防災計画 (たけんこ計画・規約)	上大河平自治会自主防災組織	平成 27 年 4 月 1 日
飯野				
上江				
加久				
藤				
真				
幸				

2

上大河平地区防災計画

(たけんご計画)



上大河平自治会自主防災組織 (策定·27年3月)

上大河平自主防災組織地区防災計画(たけんこ計画)

第1 目的

この計画は、阪神淡路大震災などの教訓を踏まえ、自分たちのまちの防災について考え、話し合い、いざというときのために、地域で大きな力を発揮し、被害を出さない・被害を最小限におさえるため、自分たちのまちに「何が必要で、そのために何をしておくべきか」をまとめた身近な地域の「防災行動計画」です。

地域住民が主体となって、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の理念のもと、上大河平自治会自主防災組織(上大河平自治会)が、災害対応力の向上を図ることを目的として策定するものです。

第2 計画適用範囲

上大河平自治会内とします。

第3 地区の特性と予想される災害

- 1 地区の特性
- (1) 対象区域内に土砂災害危険箇所がある。
- (2) 山麓部の住居地で斜面地が多い地区である。
- (3) 高齢者(一人暮らし)が多い。
- (4) 近くに病院が無い。
- 2 予想される災害
- (1) 地震による災害(「えびの一小林地震」震源地の上にある。)
- (2) 丸岡地区における土砂災害
- (3) 各地区でのがけ崩れ
- (4) 家屋や電柱、立木や竹の倒壊
- (5) 暴風・雷等の被害

第4 避難場所

避難経路や避難場所を家族、住民に周知されていれば、まとまった避難活動がいち早く開始できます。

家族全員、住民全体で避難経路や一時避難場所及び広域避難場所を確認して おきましょう。

- 1 各地区の指定避難場所及び一時避難場所
- (1) 上大河平地区(馬場、馬場松山、丸岡、平木場の各班) 旧大河平小学校(地震の場合は、同自治公民館広場及び旧大河平小学校グラウンド)
- (2) 鍋倉地区(上鍋倉、下鍋倉の各班) 有馬商店南側広場
- 2 一時避難場所において、避難状況等を自主防災組織本部役員等が確認し、状況に よって、市が開設する避難所に避難する。

第5 自主防災組織表

災害発生時や防災訓練実施時に防災行動計画を効率的に運用するため、役割 分担を定め、さらにそれぞれの分担毎にリーダーとなるべき住民を定めること にしました。

災害時の組織分担については、別紙のとおりとします。

(氏名等の変更があった場合、すみやかに自主防災組織会長に報告しましょう。) 別紙1 「上大河平自治会自主防災組織表」

第6 防災の取組み内容

地震災害などの大規模な災害に備えるため、各家庭及び自主防災組織で、日頃から以下のことについて備えておきましょう。

- 1 日頃の取組み
- (1) 個人・家庭での取り組み

ア 日頃から家庭で防災に関して話し合い情報を共有しましょう。

- (ア) 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯や誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し話し合いましょう。
- (4) 話し合いでは、想定したケース毎に分担を決め、高齢者や乳幼児などの家族構成も考慮して次のようなことも相談しておきましょう。
 - ・家の周り家の中で危険なところはあるか
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・避難場所、避難経路はどこか
 - ・別々に避難した際の連絡方法はどうするか。
 - ・非常持出品の準備はできているか。
- イ 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カード を作成し、普段から携帯しておきましょう。

ウ 被災地では、連絡手段が限られているので、公衆電話等から利用できるNT Tの「災害伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害伝言板」などのサービス の活用法を知っておきましょう。

また、家族同士の連絡方法、連絡場所を決めておきましょう。

- エ 地震時は、自宅から避難所までの道のりは、普段と違い通行できない 場合もあることを知っておきましょう。
- オ 普段から防災の知識、情報を積極的に収集しましょう。
- カ 消火訓練や上大河平地区の防災行事には積極的に参加しましょう。
- キ 消火器・水バケツを家庭に備え付けるようにしましょう。
- ク 自宅近くの消火栓・消火器などの種類と場所を確認しておきましょう。
- ケ 常日頃から火の元の点検をしましょう。
- コ 室内の家具(タンス・食器棚等)などを固定し、転倒防止に努めまし よう。
 - ・タンスや棚はL型金具などで壁の桟や柱に固定しましょう。
 - ・引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び 出さないようにしておきましょう。
 - 扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。
 - タンスの上などに重たいものを乗せないようにしましょう。
- サ 地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられる ことから、数日間生活できるだけの「備蓄品」を備えておきましょう。 目安として最低限3日間程度の水や食料品は備蓄しましょう。 家族構成、住居や地域の特性によって必要なものは異なることから、自

分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しておきましょう。 消費期限などを定期的にチェックし、必要に応じて入替えましょう。

シ 地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあることから避 難する時に持ち出す「非常持出品」を準備しておきましょう。

非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶようにし ましょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。

非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、す ぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負えるリュックなどに入れ ておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

- (2) 自主防災組織内での取組み
 - ア 日頃の取組み
 - (ア) 定期的に防火・防災について取り組みましょう。
 - (イ) 防火・防災の訓練・行事を積極的に企画・実施し、参加しましょう。

- (ウ) 防災資機材の点検整備及び取扱い要領の理解・習熟に努めましょう。
- (エ) 災害時の安否確認、人員把握のため、防災名簿等を作成しましょう。
- (オ) 災害情報が円滑に伝達できるように連絡網を作成しましょう。
- (カ) 高齢者や体の不自由な方など災害時要配慮者の方を普段から把握し、 自主防災組織名簿や緊急連絡網に記載し、災害時に役立てましょう。
- (キ) 自主防災組織で、日頃から防災についての話し合いを行いましょう。
- (ク) 地震発生の際の自主防災組織の被害想定を把握しましょう。
- (ケ) 被害防止に備え、自らのまちを知るために、定期的に地区内を実際 に歩いて点検し、危険箇所を把握し、安全なルートを確認しておきま しょう。
- (コ) 具体的に自治会内から避難所までのマップ(避難経路図)を描き、 危険箇所や避難時に役立つ以下の情報などを書き込んでおきましょう。 (防災マップ)を作成しましょう。
 - ・消火器の設置場所
 - ・防災資機材の位置
 - ・川・池・井戸 (水利のある場所)
 - ・学校、広場などの避難場所
 - ・その他 (災害時要配慮者の住居など)

別紙2 上大河平地区防災マップ

- (サ) 防災訓練・研修
 - ・年一回、役員等の防災研修を実施する。
 - ・年一回(11月末予定)自治会の防火・防災訓練を実施する。
- (シ) 消防署等の防災機関と連携を密にし、積極的に地域防災に取り組む。
- (ス) 防災講演及び研修(救命講習など)に積極的に参加する。

第7 災害時の活動(自主防災組織及び各家庭)

1 災害時の自主防災組織

災害が発生した場合、まず、家庭内の安全の確認をします。そして、隣近所、班内などの身近な地域の被害状況を確認し、自主的に自主防災組織として、次のような活動を行います。

- (1) 情報収集及び伝達活動
 - ア 自主防災会への情報伝達及び情報の収集
 - イ 情報の収集と整理・地域内の道路、崖、橋などの状況
 - ・火災発生場所と火災の大きさ、延焼方向
 - ・地域内の活動状況と応援の必要の有無

- ・地域内住民の避難人員の把握
- ・避難場所や避難路の状況把握
- ・地域に隣接する自主防災組織の活動状況の把握
- ・ラジオ、テレビ、防災関係機関からの情報収集
- ウ 各自主防災組織は、地域住民から収集した情報を整理し、自主防災組織 本部へ報告します。また、地域住民にも整理した情報を伝達します。

(2) 出火防止・初期消火活動

- ア 地震発生の際に火災が起こらなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ち着いて救護することも可能になります。地域内の家 庭からは絶対に火災をださないということを徹底しましょう。
- イ 揺れを感じたら、まず身の安全を確保し、揺れがおさまったら家庭内 の安全を確認し、すぐに火気を使用している器具のスイッチを切り、元 栓を閉める。火が出ていたら直ちに初期消火をしましょう。
- ウ 室内の初期消火の限界は、炎が天井に達するまでであり、1人だけで なく家族、隣近所で協力して消火しましょう。
- エ 水バケツ・消火器等を備えましょう。

(3) 救出・救護活動

- ア 建物の倒壊などで人が下敷きになったときは、資機材を有効活用して、すぐ に救出活動を実施しましょう。(バール、ジャッキ、のこぎりなど)
- イ 救出・救護活動は、周囲の人に声を掛け、応援を求めて活動しましょう。
- ウ 傷病者は、速やかに応急救護所や医療機関などの安全に救護できる場所に搬送しましょう。
- エ 応急手当は、正しい手当てでなければかえって容体を悪化させる恐れがある ので、日頃から訓練を受けておきましょう。

(4) 避難誘導活動

ア 一時避難場所において、避難人員点呼等の後、状況により旧大河平小学校体 育館や市の主要避難所に避難します。

隣組単位で一時避難所へ避難しましょう。

- イ 地域内の災害時要配慮者を確認しておき、担架搬送などにより安全に避難で きるようにしましょう。
- ウ 携行品は、数日分の飲料水や食料品、当座の生活用品、救急医薬品、ラジオ、 携行ライトなど、必要なものを入れた非常持出袋だけとし、身軽に動けるよう にしましょう。

(5) 要配慮者(避難行動支援者)等への支援

災害時大きな被害を受けやすいのは、高齢者、子供など、人の助けを必要とする人 (要配慮者(避難行動要支援者))です。この方たちを、皆で協力しながら支援を行っ ていきます。

- ア 要配慮者(避難行動要支援者)の身になった、避難要領(経路)の確認をしときます。
- イ 一人の要配慮者(避難行動要支援者)に複数の避難支援協力員を決めてきます。
- ウ 要配慮者(避難行動要支援者)には、思いやりの心を持って対応します。
- エ いざという時に円滑に支援が出来るよう、日頃から積極的に要配慮者(避難行動要支援者)とのコミュニケーションを図ります。
- (6) 避難場所での状況整理
 - ア 避難場所、自主防災組織では、以下の様式を用いて避難者及び被害の状況を把握 し、自主防災会へ状況を報告し連携を図るものとします。
 - イ 別紙3 救出・救護等状況表
 - ウ 別紙4 避難者名簿(自主防災組織)
 - 工 別紙 5 高齢者等世帯状況事前調査表 (自主防災組織)
 - 才 別紙6 緊急連絡網(自主防災組織)
 - カ 別紙7 被害状況報告書(自主防災組織)
 - キ リーダー(各活動班長等)等の指示により、班単位で旧大河平小学校体育館及び 一時避難場所へ避難しましょう。
 - ク 一時避難場所において、班単位で避難状況を確認

(別紙3 救出・救護等状況表=本部へ提出)

ケ リーダー等の指示で、みんなそろって一時避難場所に避難 自主防災組織の組織的な活動が被害を少なくする決定的な要素となります。 そのため、今後より一層の組織の充実強化を図る必要があります。

- (7) 病人・けが人が出たときの対応
 - ア 119番通報。(救急車要請)
 - イ 出来る範囲で協力して応急手当の実施。
 - ウ 救急車が見えたら、手を振って誘導。
 - エ 救急車の進入路を確保、患者を搬送する通路の障害物を除去。
 - オ 関係者(家族)等がわかれば連絡。
- 2 台風・豪雨による災害対策
- (1) 気象情報を注意深く見聞きし、状況を把握するとともに、防災行政無線の屋外子局 ハンドマイク等を用いて情報収集及び啓発活動を実施しましょう。

- (2) むやみに外出しない。外出先から早めに帰宅しましょう。
- (3) 家の周りの点検・補強・飛ぶおそれのあるものの処置、雨戸を閉めましょう。
- (4) 状況により、病人・乳幼児・お年寄りは事前に安全な場所へ移動しましょう。 (自宅→旧大河平小学校体育館又は市が開設する避難所)
- (5) ガスの元栓は、必ず閉めましょう。
- (6) 台風・豪雨が通り過ぎても、むやみに出歩かないようにしましょう。

第8条 防災・医療機関等の体制

1 緊急時の連絡先

(1) 救急指定病院: えびの市立病院 電話番号33-1023
(2) えびの消防署: 33-6119
(3) えびの警察署: 33-0110
(4) えびの市基地・防災対策課: 35-1119

2 防災資機材

名 称	保有防災資機材名	数量	備考				
	可搬ポンプD1級	1台					
	救助工具箱	1個					
	発電機	1機					
	チェンソー(替え刃含む。)	1機					
	三脚付投光器	2基					
	救助用ロープ	1巻					
自上	救急箱	1箱					
主大	ヘルメット	20個					
組河 織平	折り畳み式リヤカー	1台					
防自	メガホン	2個					
災治 倉会	担架(二つ折り)	2個					
庫	防水クロックラジオ	1個					
	トランシーバ	2個					
	バケツ	30個					
	スコップ	10本					
	ヘッドライト	5個					
	石油ストーブ	1個					
	強力ライト	5個					

3 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班名	担当者	内 容	時 期
消火班		消火器具の点検 (整備)	年6回
避難誘導班		避難経路の点検 (整備)	11月
救出・救護班		防災資器材・救出用器具の点検	防災訓練前
給食・給水班		給食・給水器具の点検(整備)	防災訓練前

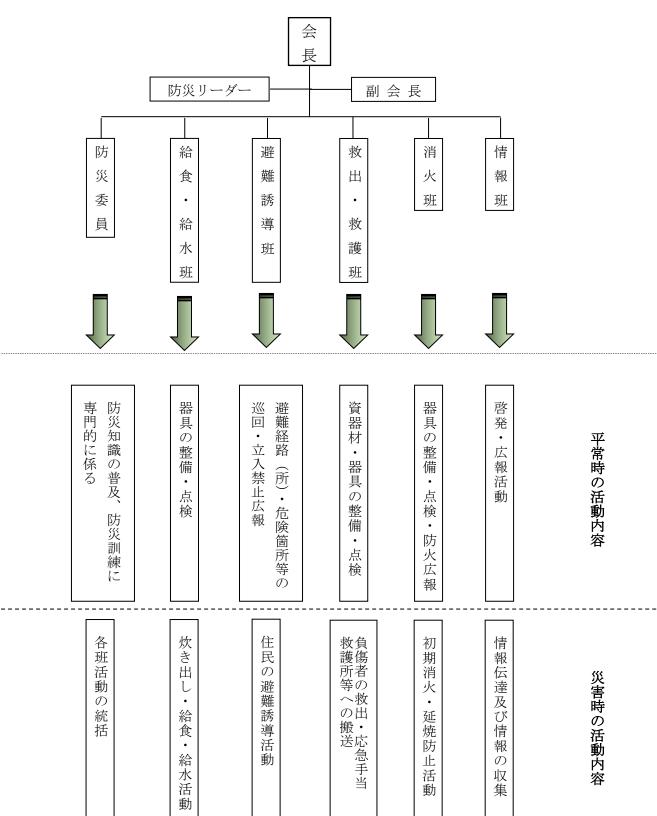
5 防災情報ネットワーク

自主防災組織役員、消防団、専門職種に従事する人(自治会に居住している看護師、 重機等取扱者、アマチュア無線技士、消防・自衛隊OB)などの連携が図れる機会をつ くりましょう。

6 その他

本行動計画については、自主防災組織で協議のうえ、その都度、変更することができます。

上大河平自治会自主防災組織表



上大河平地区防災マップ

【上大河平地区】 土石流危険渓流箇所 土石流警戒区域 土石流特別警戒区域 旧大河平小学校 ✔ 道路幅狭い 指定避難所 ∨ 道路幅広い ♪ ・ 避難経路 上大河平公民館 【鍋倉地区】 ■ 備蓄倉庫 備蓄倉庫 ● 消火栓 △433.0 ● 防火水槽 ·次避難所 ★ 公民館 | 広場 指定避難所 鍋倉公民館 △ 一次避難所 自治会長宅 ▶ 旧小学校 一人暮らし 📕 消防団(詰所)

• 救護等狀況表	
ユコ	
救	

班	備考										
_	搬送先 (病院等名) TEL										
	数出・救護した者氏										
	傷病の有無無	す・無	・ 無	有・無	・ 無	・ 無	・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無
	救出・救護日時	中 分	中分	時分	中分	中 分	中 分	中 分	中 分	時分	時分
	※ 田			/				/	/	/	/
	救出・救護 場 所										
	年齢										
	数出・数護者 (ふりなが) 氏 名										
	No.	<u></u>	2	. S	4	2	9	2	∞	6	10

#

				避難	新	夲	簿(自主	(自主防災組織)	4 二二十十二、4	_	·	
No.	(ふりなが) 氏 名	年齢	血液型	傷病の有無無	障がいの有無	入所月日	退所月日	退所後の連絡先 TEL ()	磨票 居 住 鴽区分	- 上 地区名	無	
				有·無	有・無	_						
2				有·無	有 • 無							
က				有·無	有・無	/	/					
4				有・無	有·無	/	/					
ಬ				有·無	有 ・	_	/					
9		,		有・無	有・無	/	/					
2				有·無	有·無	/	/					
∞				有·無	有・無	/	/					
6				有・無	有・無	/	/					
10				有・無	有・無	/	/					
兇※	※避難者の居住する地区ごとや避難所での居住組区分ごとで作成すると、	や避難、	所での居(主組区分	ごとで作	ま成すると、		避難者を掌握するのに便利				1

	現在													
	Ш	ъ												
	月	<u>π.₩.</u> π.	符記事項											
	年	#	*											
Ышб														
取扱注意	令和		その他											
取初	,	世帯構造	夫婦と未 婚の子											
		世帯	夫婦のみ											
組織			一人暮らし											
(自主防災		固定電話番号	携帯電話番号											
被		∀ # -1/		1		i		1		3		1	1	3
高齢者等世帯状況事前調査表(自主防災組織)		\ <u>\</u>	(土)) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)											
响			氏 名											
		i H	电电	1	•	,	•	1	•	1	•	1	·	•

別紙 6

緊 急 連 絡 網(自主防災組織)取扱注意

		氏名	氏名
	班 氏名	TEL	TEL
	Æ TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	消火班	氏名	氏名
	班 氏名	TEL	TEL
	₽ TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
本部班	救出・救護班	氏名	氏名
会 氏名	班氏名	TEL	TEL
長 TEL	Æ TEL	氏名	氏名
(兼防災リーダ)		TEL	TEL
副氏名	避難誘導班	氏名	氏名
£ TEL	班 氏名	TEL	TEL
!i	長 TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	給食・給水班 <u></u>	氏名	氏名
	班 氏名 長 TEL	TEL	TEL
	長 TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL

被 害 状 況 報 告 書(自主防災組織)

報告者氏名

記入日	4	令和 年	月	日 ()	時	分	
自主防災組織名		<u> </u>	:大河平日	自治会自主	医防災約	組織		

		被害の状態	兄		備考
	死 者	・あり(人)・なし		
人的な	行方不明	・あり(人)・なし		
被害	重傷者	・あり(人)・なし		
	軽傷者	・あり(人)・なし		
建 物 の	全 壊	・あり(棟)・なし		
被害	半壊	・あり(棟)・なし		
火	全 焼	・あり(棟)・なし		
災 の 発	半焼	・あり(棟)・なし		
生	一部損傷	・あり(棟)・なし		
停電0	つ被害	・あり(棟)・なし		
断水0	つ被害	・あり(棟)・なし		
電話0	の不通	・あり(棟)・なし		
道路・柞	喬の被害	・あり(箇所)・なし		
\10½ ## =#Z.		指定避難所 (名)	避難場所(名)	
避難者	ツ 沢 冼	在宅避難 (名)	その他(名)	
その他の	被害状況				

上大河平自治会自主防災組織規約

(名称)

- 第1条 この会は、上大河平自治会自主防災組織(以下「本会」という。)と称する。 (活動拠点の所在地)
- 第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。
- (1) 平常時は、会長宅とする。
- (2) 災害時、旧大河平小学校とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
 - (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
 - (3) 防災訓練に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
 - (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
 - (6) 他組織との連携に関すること。
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(班の配置)

- 第5条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。
 - (1)消火班
 - (2) 避難誘導班
 - (3) 救出·救護者班
 - (4) 情報班
 - (5) 給食·給水班

(会員)

第6条 本会は、上大河平地区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

- 第7条 自主防災組織には次の役員を置く
- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 1名
- (3) 防災リーダー 1名
- (4)班 長 5名

- (5) 監査役 1名
- 2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OB等をもってその職をあてるものとし、会長が指名したものとする。
- 3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる

(役員の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、予防活動及び地震等の災害発生時に おける応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班 活動の指揮監督を行う。
- 3 防災リーダーは、会長の指揮命令に基づき、住民に対する啓発活動及び防災活動 に専門的に携わる。
- 4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動を指揮命令し、予防活動及び応急活動にあたる。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

- 第10条 総会は、前会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は、会長、副会長、防災リーダー及び班長によって構成する。
- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
- (1)総会に提出すべきこと。
- (2)総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第12条 本会は地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災組織の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、 救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連 携に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。 (会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (会計報告)

- 第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この規約に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り、会議(定期・臨時)において会員に了承を得るものとする。

附則

この規約は平成27年4月1日から実施する。

附則

この規則は令和2年4月1日から実施する。

(令和2年4月1日一部改)